

【別記8 屋外設備の囲い・貯留設備等】

(危政令第9条第1項第12号)

- 1 「囲い」は、不燃材料で造るものとし、鉄筋コンクリート造りにあつては、高さ15cm以上、幅10cm以上とすること。
- 2 屋外に設けた液状の危険物の危険物を取り扱う設備には、屋上に設けた設備も含まれるものであり、また、危険物の流出防止と同等以上の効果がある措置は、次によること。
 - (1) 危険物取扱設備の周囲の地盤面に、貯留設備に向かって水勾配を設けた排水溝等を設けた場合(昭和36年5月10日自消甲予発第25号通知)とし、幅及び深さは10cm以上とする。
 - (2) 危険物取扱設備の架台等に全量を集積可能である有効な堰又は囲いを設ける場合
- 3 貯留設備とは、ためますのほか油分離装置等が該当すること。
- 4 貯留設備の性能を確保するための措置として次の例が考えられること。
 - (1) 屋内の安全な場所にためます(概ね縦横30cm以上、深さ30cm以上)を設けるとともに、床の外周には、囲い(高さ10cm以上、建物の壁体を利用する場合を含む。)又は排水溝(幅10cm以上、深さ5cm以上)を設ける。
 - (2) 2階以上の床でためますを設けられない場合は、囲いを5cm以上の鋼製その他の不燃性のものとし、鋼製その他の不燃性を有する導水管で1階に設けたためますに回収できるようにする。
- 5 屋外の危険物取扱設備の周囲に20号タンクの防油堤が設置され、かつ、次に掲げる事項に適合する場合には、当該危険物施設の周囲に囲いを設けなくても差し支えない。(平成10年3月16日消防危第29号)
 - (1) 20号タンクの防油堤の内部の地盤面が、コンクリートその他危険物が浸透しない材料で覆われていること。
 - (2) 20号タンクの防油堤の内部の地盤面に適当な傾斜及び貯留設備が設けられていること。
- 6 油分離層
 - (1) 油分離層の容量は、当該装置に流入することが予想される漏油又は排水の流量に応じて大きさを決定するものとし、概ね3槽式以上とする。この場合において土砂の流入のおそれのあるときは、上流側に砂止め槽を設けること。(昭和37年4月6日自消丙予発第44号質疑)
 - (2) 油分離層は、製造所等ごとに当該製造所等の排水溝の末端に設けること。ただし、排水溝において火災が発生した場合に周囲に危険を及ぼすおそれがなく、かつ、終末の油処理施設があるとき、又は埋設配管等により終末の油処理施設へ導く場合にあっては、共用することを妨げない。(◆)
 - (3) 油分離層に不燃性以外の材料を使用する場合は、耐油性を有し自動車その他外部から

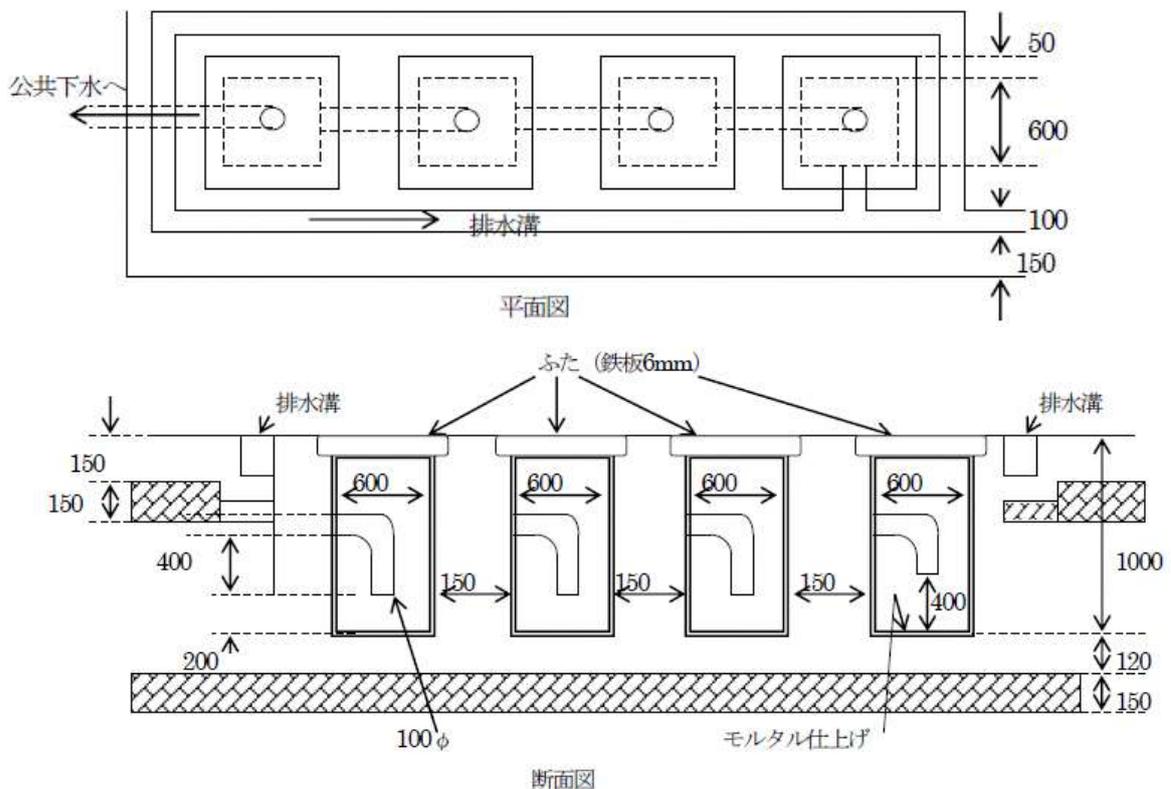
の圧力に対して十分強度を有すること。

ア FRP製の油分離装置については、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重により容易に変形等を生じないように設置すること。（昭和47年5月4日消防予第97号質疑）

イ 硬質塩化ビニール製（材質JIS K 6475適合、JIS K 6911「熱硬化性プラスチックの一般試験法」の規格に準じた不燃性）油分離装置の設置については、当該分離層に直接荷重のかからない構造のものであること。（昭和49年10月16日消防予第121号質疑）

(4) 比重が1を超える危険物が排水溝に流入するおそれのある場合の油分離層は、危険物が槽の下部に滞留する構造とすること。

(5) 油分離装置の構造例



注) 上記構造例は、水より比重が小さいものに使用されるものである。

(7) 「水に溶けないもの」とは、温度20℃の水100gに溶解する量が1g未満であるものをいい、危政令別表第3備考第9号に規定する「非水溶性液体」とは異なるものである。（平成元年7月4日消防危第64号質疑）